

大分県報

令和五年
九月十二日
号外（八九）

（火曜日）

目次

告示

家畜伝染病予防法による注射の命令……………一

○告示 示

大分県告示第三百九十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおりその所有する家畜について豚熱の発生を予防するための注射を受けるべき旨を命ずる。

令和五年九月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 実施の目的
豚熱の発生予防
- 二 実施する区域
県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 四 実施の期日
令和五年九月十九日から令和六年三月三十一日まで
- 五 注射の方法
豚熱ワクチンの筋肉内又は皮下注射

令和五年九月十二日

大分県報号外（告示）

一